

仕 様 書

1. 適用

本仕様書は、「令和８年度岡山市総合防災訓練会場設営等業務委託（その２）」に適用する。

2. 疑義

本仕様書、設計図書に定める事項又は委託期間中に疑義を生じた場合には、本市監督員とよく協議し、その指示に従うものとする。

3. 委託の目的

令和８年１０月１８日（日）に実施する「令和８年度岡山市総合防災訓練」は、大規模災害発生に備え、地域住民とともに避難所の開設及び運営訓練を実施するもので、本業務はこれを円滑に実施するため、会場となる山南学園、平津小学校、平井小学校及び東疇小学校における訓練実施に必要な会場設営等を委託するものである。

4. 委託業務の名称

令和８年度岡山市総合防災訓練会場設営等業務委託（その２）

5. 委託業務の履行場所

- （１）メイン会場 山南学園 （岡山市東区北幸田５０９番地１）
- （２）サブ会場 平津小学校（岡山市北区檜津７３８番地１）
平井小学校（岡山市中区平井四丁目１９番５２号）
東疇小学校（岡山市南区東畦６５６番地２）

6. 業務の履行期間

契約日から令和８年１１月１０日（火）まで

7. 業務の内容（委託数量内訳書のとおり）

総合防災訓練の各会場において、次に掲げる会場設営、会場警備等

（１）会場設営

ア）訓練資機材の調達及び搬入

委託数量内訳書に掲げる訓練資機材を調達し、各会場へ搬入すること。

イ）映像・音響設備設置及び動作確認

訓練資機材のうち、映像・音響設備（PA ポータブル、プロジェクター等）を各会場に設置するとともに、正常に動作するか、訓練前日までに確認すること。

ウ) 会場設定

各会場の屋内運動場、屋外運動場等に、訓練が円滑に進行できるよう、訓練資機材のうち、テント、長机、パイプイス、ゴミ箱等を設置すること。また、必要に応じ屋外運動場・駐車場等におけるライン引き及び屋内運動場におけるシート（学校所有）敷きを行うこと。

エ) 会場撤去

訓練終了後、各会場に設定した物品及び設備の撤去を行い、使用前の状態に原状復旧すること。なお、屋外運動場・駐車場は必要に応じて、グラウンド整備及び清掃等を行うこと。

(2) 会場警備及び駐車場誘導

各会場に委託数量内訳書に記載する交通誘導警備員を各会場の駐車場内に配置し、会場の警備及び駐車場の誘導を行うこと。なお、メイン会場となる山南学園においては、駐車場の他、会場周辺道路にも交通誘導警備員を配置すること。

(3) その他

詳細については事前打ち合わせにより最終決定する。

8. 主な業務の実施時期

(1) 会場設営

ア) 訓練資機材の搬入

イ) 映像・音響設備設置及び動作確認

ウ) 会場設定

10月17日（土）午前9時以降

エ) 会場撤去

メイン会場：10月18日（日）訓練終了（正午予定）後から午後5時まで

サブ会場：10月18日（日）訓練終了（午前11時予定）後から午後5時まで

※訓練終了予定時刻は、訓練の進行状況によって前後する場合あり。設営、撤去の順番は、事前に岡山市と受託者とで協議して決定する。

(2) 会場警備及び駐車場誘導

ア) メイン会場（山南学園）

10月18日（日）午前8時から訓練終了（正午予定）後1時間後まで

イ) サブ会場（平津小学校、平井小学校、東疇小学校）

10月18日（日）午前8時から訓練終了（午前11時予定）後1時間後まで

※訓練終了予定時刻は、訓練の進行状況によって前後する場合あり。

9. 提出書類

受託者は、岡山市契約規則に定めるほか、次に示す書類を提出すること。

業務責任者選任届、委託作業表、委託業務着手届、委託業務完了届、完了図書、その他本市の指示する図書。なお、委託内容がわかる写真を提出すること。

10. 費用の負担

業務に伴う必要な経費は、（光熱水費以外）原則として受託者の負担とする。

11. 業務管理

- （１）受託者は、秩序正しい業務を行わせるため、経験を有する技術者を配置すること。
- （２）業務責任者は、仕様書等に基づき適宜立会い、指示等的確な履行を確保する。

12. 業務の完了

本市検査員の検査合格をもって、業務の完了とする。

13. 業務の中止

悪天候等でやむを得ず総合防災訓練を中止することがある。

この場合の委託料については、事前に岡山市と受託者とで協議して決定する。

14. その他

- （１）履行期間中、各種作業を行うに当たって、総合防災訓練会場周辺の通行者・車両に対し、安全管理上の対策を十分に講じ、事故防止などに努め、万一事故・迷惑等が発生した場合は、受託者の責任において処理すること。
また、作業途中や完成している設営物による事故が発生しないよう、特に注意を払い、受託者による安全管理のための養生等を十分に行うこと。
- （２）業務履行中、受託者が総合防災訓練会場施設に破損事故等発生させた場合は、速やかに本市監督員に報告すると共に、受託者の責任にて復旧処理すること。
- （３）本仕様書、設計図書に定める事項について履行期間中に不明な点・疑問点を生じた場合には、本市監督員とよく協議し、その指示に従うものとする。
- （４）テント等の仮設物は、風等による飛散転倒事故が発生しないよう設営に当たっては万全を期すこと。（アスファルト上に設置するなど杭打ちが出来ない箇所の脚１本（複数連結脚は１本と計上）につき２０kg程度のウェイト又は砂袋等で措置すること。）

また、設営業務の過失による被害が発生した場合は、受託者の責任において誠実に対応すること。